

賃貸借契約書

パントラッド合同会社(以下、甲という)と_____ (以下、乙という)は、甲が所有する楽器についての賃貸借契約を次の通り締結する

第1条(目的)

甲は乙に対し本楽器を指定住所に配送、または直接引き渡すことで乙に貸し渡すものとし、乙はこれを借り受けるものとする。

第2条(所有権)

本楽器の所有権は甲に帰属する。

第3条(引き渡し)

- 1 甲は、本楽器を指定住所に配送することで乙に引き渡す。
- 2 前項の引き渡しに要する費用は、乙の負担とする。

第4条(レンタル料)

- 1 本楽器のレンタル料は、※1に記載のとおりとする。
- 2 レンタル料は毎月末日で締め切り、乙は甲に対し、甲の指定する銀行口座へ契約当月末日までに振り込みにて支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第5条(レンタル期間)

申し出がない場合、毎月1日に自動更新とする。

第6条(禁止事項)

乙は甲の承諾を得なければ以下の行為をすることはできない。

- 1 本楽器に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと
- 2 本楽器の改造、または性能・機能を変更すること
- 3 本楽器を本来の用途以外に使用すること
- 4 第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供すること

第7条(故障、損害賠償)

- 1 本楽器の通常損耗以上の瑕疵については、修理費用は乙の負担とする。通常損耗の範囲については※2に記載のとおりとする。
- 2 乙の過失により、本楽器が盗難または滅失した場合、乙は甲に対して、本楽器の時価相当額を支払う。

第8条(レンタル期間終了後の処理)

- 1 レンタル期間終了後、乙は速やかに甲に本楽器を送り返さなければならない。
- 2 前項の引き渡しに要する費用は、乙の負担とする。
- 3 レンタル期間が終了したとき、乙は本楽器の残額で買取りをすることができる。

第9条

甲は乙が本契約に違反したとき、本契約を解除することができる。

第10条(解約、解除時の引取り)

第9条により、本契約が解約、解除された場合、甲はただちに本楽器を引き取るものとし、その引取りに要する費用は乙が負担するとともに、乙は甲の引取りに協力しなければならない。

※1 料金表

① RF-01 20,000 円/月
本体価格 350,000 円

② RF-02 30,000 円/月
本体価格 500,000 円

※2 通常損耗の範囲

- 1 勘減り
- 2 皮の緩み
- 3 音緒の摩耗
- 4 サワリの摩耗
- 5 全体の色のくすみ

平成年月日

(甲)

東京都世田谷区千歳台 1-13-17

パントラッド合同会社

代表 藤井 黎元 印

(乙)

住所

氏名

電話番号 印

※身分証明書のコピー(顔写真のないものも可)